

品 酒 第 14 号
令 和 2 年 2 月 14 日

東京都品川区北品川一丁目13番7号

株式会社アプライズ

代表取締役 岩堀 克英 殿

品川税務署長 石井 肇



酒 類 販 売 業 免 許 通 知 書

令和元年11月6日付で申請のあった東京都品川区北品川一丁目133番25、132番2、131番15及び131番5 長栄ビル8階(別紙図面に記載の酒類販売場の位置)の酒類販売業免許については、下記条件を付けて令和2年2月14日付で免許しましたから、酒税法第21条の規定により通知します。

なお、下記条件は、酒税保全上酒類の需給の均衡を維持するために付けるものです。

記

自己が輸出する酒類の卸売に限る。

酒類販売場の 所在地及び名称 (酒類販売場の位置)	東京都品川区北品川一丁目133番25、132番2、131番15及び 131番5 長栄ビル8階 株式会社アプライズ (下図赤枠内)
---------------------------------	---

8階

